

橋本事務所新聞

第28号

発行所
橋本法律会計事務所



今月のトピックス

『指定管理者制度』

今まで、『公の施設』の管理運営主体は、公共団体か、公共団体が二分の一以上出資する法人に限定されていましたが、民間事業者にも管理運営を委ねられるようにする「指定管理者制度」が導入されました。

この地方自治法の改正は、平成十五年六月十三日に公布、同年九月二日から施行されました。尚、改正法が施行されてから三年間が移行期間となっていますので、**実質的には十八年四月からこの制度が開始されます。**

この結果、議会の議決によって、民間会社を含む「指定管理者」から公の施設の管理者を選定することになります。また、

指定管理者は施設の管理だけでなく運営についても一定の枠の中で自由に営業できることとなります。利用料も指定業者の収入として受け取ることができま

すので、まさに「税金で作った施設で、民間企業が利益をあげることができると」んでもない制度がスタートするわけです。

□指定管理者制度の背景

指定管理者制度は小泉構造改革の流れの中で、「自治体のありかたを变える」「官から民へ」の一環として位置づけられています。制度導入の原因と制度導入を急いだ理由は、「施設管理経費の節減」と「住民サービスの向上」にあります。

□公の施設

「公の施設」とは、役所の庁舎や試験研究所以外の私たちの身の回りにあるほとんどの公共施設が該当します。

ですが、直ちにこの制度が導入されるのは、個別法での制約



のない、体育館、公民館等のスポーツ文化施設です。

公の施設の管理については、施設の種類に応じて個別の法律で様々な規制が設けられています。

しかし今後は「官から民」への流れの中で、民間参入の機会が急速に広がると思われます。

知ってお得！法律雑学

今月はペットの相談です。

Q、私はブルドックを飼っていて、毎朝鎖につないで散歩に連れて行きます。先日おばあさんと細い道ですれ違った時、私の犬に驚き、足を滑らせて骨折してしまいました。私は治療費を負担しなければならぬでしょうか？

を立証すれば免責となります。しかし、通常払うべき注意を払ったかどうかは、動物の占有者の主観だけで決まらず、周囲の状況も含めて判断されますので、免責されることは大変難しいといえます。

また、動物の種類には限定はなく、動物の動作に基づく損害には人体に対する危害による損害ばかりではなく、物を壊したりした財産的損害も含まれます。損害が動物の動作によって生じたものである限り、直接動物が被害者にかみついたりしたのではなくても、動物占有者はこれを賠償しなければなりません。

あなたには、おばあさんの治療費ばかりではなく、精神的な苦痛に対する慰謝料も支払う義務があると思われれます。

動物を飼う人は、重い責任を負っていることをよく理解して、十分注意をして下さい。

A、動物を自分の責任で連れて歩いている人(動物の占有者)

は、その動物が他人に加えた損害について原則として全面的に賠償する義務を負っています。

この責任は、動物の占有者が通常払うべき注意を払ったこと